

認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱

1. 目的

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）により、厚生労働大臣が、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（以下「法」という。）第 7 条に規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有するものであることの認定を行うこととなったことを受け、当該認定を受けた医師に対して、医師少数区域等^(※1)での勤務を促すことにより、医師偏在の解消を図ることを目的とする。

(※1) 法第 30 条の 4 第 6 項に規定する区域及び法第 30 条の 4 第 2 項第 14 号に規定する区域（法第 30 条の 4 第 6 項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたもの。

2. 事業の実施主体

医師少数区域等に所在する病院又は診療所とする。

3. 事業内容

事業の実施主体は、支援の対象となる医師^(※2)に対し、以下の（1）から（3）の経費を支援^(※3)するものとする。

- （1）医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための研修受講に必要な研修受講料及び旅費
- （2）医師少数区域等で必要な医療等を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費
- （3）専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費

(※2) 法第 5 条の 2 第 1 項の認定を受けた医師で、原則として同一の医師少数区域等所在病院又は診療所に週 32 時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週 30 時間以上）勤務する医師とする。

(※3) (2) の経費については、支援の対象となる医師のために必要となる図書を病院又は診療所が購入する場合を含む。

4. その他

国は、事業の実施主体がこの事業のために支出した経費について、別に定める医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で補助を行うものとする。